

人形劇「悲しみの果てに」 第37回公演

今回の「創立10周年記念大会・シンポジウム」では、開会宣言に引き続き、あすの会関西集会有志の皆さんが結成した糸あやつり人形劇団「クライシス」による人形劇「悲しみの果てに」が上演されました。誰もが犯罪被害者になりうることや、犯罪被害者の置かれた立場がいかに弱いものであるかを、この人形劇は切々と訴えかけます。そして、被害者参加制度の実現によって、刑事裁判がどのように変わったのかを、わかりやすく伝えてくれました。

公演の経緯

「犯罪被害者の置かれた立場を社会にわかってもらうにはどうしたらよいただろう……」と悩んでいた時期、新聞に人形劇団を主宰している方の写真入り記事が掲載されました。人形劇で何かできないだろうか。その方に連絡して相談したところ、自分の娘さんが誘拐に遭ったという体験をお持ちの方で、「お役に立つのなら応援しましょう」と引き受けてくださいました。最終的に人形2体と舞台装置作成、人形操作の指導、セリフのCD吹き込みなどまで協力していただきました。

2002年2月の関西集会で「人形劇による社会への訴え」を提案したところ有志が集結、集中練習が始まります。シナリオも6月頃完成し「悲しみの果てに—絶望—」という副タイトルを付けたものとなりました。こうして、犯罪被害者の立場を理解してもらうための人形劇公演がスタートしたのです。

2008年12月には、被害者参加制度が実現し、第29回公演で人形劇も役目を終えたと安堵していました。その後、周囲の皆さんから参加制度を組み入れた新しい劇にするべきだという勧めもあり、シナリオの追加をしました。以来、第30回から「—絶望—」という副タイトルを外し「悲しみの果てに」として公演しています。あの時、こんな制度があったら……！ という思いと願いを込めて。

出演

あすの会関西集会有志6人とその友人2人

ストーリー

夫婦と一人娘の3人家族が事件に遭います。刑事裁判は公正な判断をし、加害者は厳しく裁かれると被害者は思っていました。しかし裁判では被害者は蚊帳の外。マスコミや社会からも疎外される存在でした。

犯罪被害者等基本法成立で被害者の権利が確立しました。裁判員裁判で、被害者参加する母親の事実と真実を追究する執念と、検事さんと二人三脚で助け合う法廷の姿があります。

